

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第卷一十五第

月十年五十和昭

## 論叢

廣民族主義について……………文學博士 高田保馬

法幣の「法定相場」「市場相場」及「商業相場」……………十龜盛次

## 時論

金の將來……………經濟學博士 飯島幡司

## 研究

保險に於ける個人……………經濟學士 佐波宣平

國際カルテル序説……………經濟學士 田均

國際貿易の概念……………經濟學士 松井清

## 說苑

ハンス・フン「二十世紀の歴史的自覺」……………經濟學士 出口勇藏

社會集團に關するマイヤーの見解……………經濟學士 大橋隆憲

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

研 究

保 險 に 於 け る 個 人

— 保險の發生について —

佐 波 宣 平

一 序

一般に、人々は、保險の發生因として投機的企業欲と共同扶助精神の二つを挙げ、前者をもつて古代の地中海を發祥地とする海上保險、後者をもつて中世のドイツを地盤とする火災保險の發生を説明してゐるが、この場合最も問題となるのは、これら二つの發生事情が全く別個なインディファレントな關係にあるが如き見方——特にナチス保險學者の——である。成る程これら二つの要因は一般的には別個の性質をもつて居るし、また極めて早くからコスモポリタンとして現はれた古代海上商人と、晩くまで原始的共同體制に沈渣してゐたゲルマン人とは、立つ地盤を著しく異にしてゐる。従つて、保險を發生せしめる過程に於て兩者は自ら軌を一にしてゐない。かくて、右のやうな見方は確に注目すべき重要な區別をなしてゐると言はねばならぬ。併し、それにも拘らず、吾々が保險なるものゝ機構の要請される根本的なモメントに立入つて理論的に考へるとき、これら二つの場合は寧ろ

同一の面に立つてゐると見なくてはならない。

海上保険について投機的企業欲を云々するとき、人々は當然のこととして従つて默示的に個人を前提として論じてゐる。これに反して、共同扶助精神を火災保険の發生因として取上げる場合、一部の人は好んでこの精神を個人未分化の原始社會からの傳統的表徴となし個人を背後に押しやつて見まいとしてゐる。かくて、この人たちにあつては、海上保険と火災保険とは全くフレムドな二つの關係から生れたと信じてゐる。併し、私見によれば、これは決して正しい見方ではない。例へば中世に於て特に共同扶助精神が問題となるのは、實は、かやうな精神がそこに旺盛してゐたがためではなく、却つてそれが既に減退を示し始めてゐたからに外ならない。換言すれば、共同體生活様式が當然の社會機構であつた原始社會が動搖を來たし人々が次第に個人の姿に於て自分を見始めやうとする——またそうせざるを得ない——段階に置かれてゐたからである。この限りに於て、火災保險の發生は共同精神よりは寧ろ個人の發生と結びつく。

かくて、個人の問題を中心に保險の發生を理論的に考へるとき、投機的企業欲と共同扶助精神とは全くインデニアレントな保險發生因として取扱ふことを得ない。否、これを一つの關係に置いて見なければならぬ。そうすることこそ、保險の本質従つて保險發生史についての正しい見方に吾々を導くものである。尤も、こゝで私がかく言ふとしても、これは決して保險史を原始共同體社會から考察すべからずとの意ではない。寧ろ、個人の發生に即して保險の發生を考へやうとする立場をとる吾々としては、保險史の考察は正に個人未分化の社會からこそ始むべしと主張したい。事象の本質は當該事象が既に立ち現はれてゐる段階に於てよりも、却つて屢々それを

導く——または、その萌芽を孕む——前段階に於て、よりよく把握され得る。保險を否定する原始社會こそ却つて保險の考察にとつて重要であるとも言へる。決して單なる逆説的言ひ方として斯う述べるのではない。

## 二 海上保險の發生

上段に於ては古代の地中海を中心とする海上商人の投機的企業欲が海上保險を發生に導いたと一應述べたけれども、實はなほこの海上商人の發生または性格について問題が残されてゐる。ところで、多くの歴史家、例へばマックス・ウェバーは商業の發生について「商業はその始初に於て異教徒間の現象である。即ち、同一種族或は同一團體の人々の間には行はれずして、最古の社會共同體の對外的現象であつた。何んとなれば、商業は種族を異にするものを目標としてゐたからである。」と説く。これに依れば、商業は始めから國際貿易として現はれたものゝやうである。併し乍ら、こゝにいふ商業は謂はゆる種族商業即ち族長の統制の下に種族として行ふ商業——それも始めは自己消費を目的とする自己商業 (Eigenschaft)——である。従つて、そこでは個人としての商人は未だその發生を見るに到らないと言はねばならぬ。然らば個人としての商人は何時發生したかと云ふに、一般的には發達したる交換を通して人々が自己の經濟的地位を自覺するに到つた時である。より具體的には、一方では種族または集團内に於ける性別年齢別に因る分業に基く交換——謂はゆる族内交換——を通して、他方では自然的條件の相違に基く前記の種族商業——族外交換——の反復によつて、種族または集團内の自足經濟が崩壊を辿り外部への依存程度を高め、これを通して人々が自己の經濟的立場を見定め、個人としての自覺を強めた時であ

1) 黒正巖譯、マックス・ウェバー社會經濟史原論、340頁。

らう。ところで、商業はかやうに族内交換と族外交換とを通して國內商業並びに國際商業として發展したゆえ、これに従事したる商人も當然にまたこれら二つの面に現はれたのであるが、就中、古代の商人は國際商業の面により多く活躍したやうである。何んとなれば、當時の國內經濟は一般に高度の奴隸制度をとつて多分に爲政當局者の嚴格な統制の下にあり、中間搾取者としての商人介在の餘地をあまり残さなかつたに反して、國際貿易はその性質上一國の勢力圏外に擴がり従つて統制するにも限度があつたばかりでなく、支配階級自身自己の奢侈的欲望充足のために寧ろ外國との自由な取引を助成した傾向さへも見られるからである。

既に商人一般は、直接生産にたづさはる農業労働者と異つて、生産物の流通部面に従事するものである。従つて、その生活は生産または土地から一應自由な立場に於て行はれる。これは古代の商人にとつては極めて大きな意味を齎した。彼等は土地を通して行はれる領土の拘束から最も早く脱却することを得、個人としての自覺に最も早く導かれたのである。否、寧ろ、或る意味で古代の商人は社會一般が奴隸制度の下にあり人々がより嚴格な身分上の拘束を受けてゐたのと自分の立場とを引き比べ、益々個人としての認識を深うし、更に進んでは諸國一般の奴隸制度を利用し奴隸生産物を賣買することによつて巨大な利潤を蓄積したとも考へられる。併し乍ら、人間が個人として自分を意識すると言ふことは、一方では土地——領土——の束縛から解放された結果であるけれども、他方では生活上の責任が全部自分にかゝつて來たことを意味する。生きて行くのも自由であるが餓死するのも自由である。常に死の危險に曝されての生の自由である。奴隸として行住座臥束縛せられ虐待されるのも苦しいには違ひはないが、そこには何よりも先づ食ふために自分で思ひ思ふ必要がなかつた。ところが、個人とし

ての商人に於ては、自分が主人として自由に振舞へる代りに自分で萬事を考へ巡らし處理して行かねばならない。日々の手近かな生活だけでなく遠い將來についても自分で配慮しなければならぬ。これは個別化された個人が獲得したる自由の代償として今や必然的に受取らねばならなかつた弱味であるが、彼等にとつて確に大きな不安を意味した。

然らば、この個別化に因る弱さは如何にして補強され得たか。社會から個別化せられて自由な立場に置かれたがために出て來た弱さは、逆に、彼等の自由に於て自分たちの立場を社會化することによつて始めてよく補強される。而して古代商人にとつては國際貿易といふ特にコスモポリタンの自由な活動領域があり、更に交換——貨幣——を通して自由契約の締結による社會化の手段があつた。これが彼等の立場の補強に役立つた。そして、彼等のとつたこの補強手段のうち最もはつきりした形式を採つたのが保險——國際貿易に關聯して海上保險——であつた。即ち、或る商人が危際に曝されたる自己の財産を護るために、一定の給付と引換へに、その財産に損害の發生したるとき他の商人から填補を受けることを約定する仕方であつた。因みに、海上保險の前身たる冒險貸借はバビロン人の間に始めて起り、陸上並びに海上商業に用ひられ、危險保全のほかに資金調達といふ機能を果す原始的形態であつたが、その後、商業の海上に於ける本格的な發達を見るに至つて、これら二つの機能が夫々分離發展し一方では金融業、他方では海上保險業といふ純粹な形態に高められたのである。

かやうにして、吾々は古代の保險なるものが個人として最も早く出て來た商人の間に、しかもそのうちでも最も自由な従つて個人的な立場に置かれてゐた海上貿易商人の間に——海上保險として——行はれたことを知り、

もつて、個人の發生と保險の發生との間の密接な聯關に想ひ到るものである。従つて、そこには、從來一般の人々が極めて自明のこととして「海上交通は當時最も危険が大であつたが故に保險のうちで海上保險が最初に發生した」と言ひ放ち簡単に處理してゐる以上に多くの眞理が秘められてゐる、と言はねばならぬ。

こゝで問題となるのは、海上商人の間に於ける海上保險以外にも保險が古代に行はれたかどうかであるが、概して行はれなかつた行はれたとしても比較的稀れであつたと見てよいやうである。これについて、保險史家トレネリーは、ローマの古典的文獻に現はれたる保險の歴跡として、一、紀元前二一五年、スキピオの率ゐるスペイン派遣軍への軍需輸送を引受けた私的貿易會社に對してローマ帝國が敵軍または暴風雨に因る損害の保障を約定したる場合、二、紀元前五〇年、キケロが *Cilicia* の野で捷ち得た戦利品を *Laodicea* からローマへ送らんとして途中の安全を保障し得る且つ保障せんと欲する者を求めた場合、三、紀元五八年のローマ大飢饉の際皇帝 *Claudius* がローマへ穀物を輸送せんとする商人に對し途中の暴風雨による損害を保障した場合の二つを挙げ、これらを執れも海上保險と見做してゐるけれども、これは當事者の一方が國家または軍隊である特別の場合であつて商人間に行はれた普通の取引と言ふことを得ない。

また、トレネリーによれば、ローマの *Digest* の中には海上危険とは全く關係なくして一般的に行はれた貴重品保險に關する *Ulpian* の有效判決文が載つてゐる由である。併し、その契約内容は、單に

A 貴殿は小生の一萬(磅)につき保障を約定するや、*Do you promise that my ten thousand (pounds) shall be safe?*

B 約定する *I promise.*

と言ふにとゞまる。これを以つて果して保險契約と見做し得るや疑問である。寧ろ *Duer* の主張するやうに、これは單に債務の保證と見るべきではなからうか。

なほ、このほかにローマ市民の間に行はれた *Colligia tenitorium* が擧げられるけれども、これは一般にも言はれる如く生命保險類形の形態ではあつても保險ではあり得ない。

### 三 防衛ギルドの發生

1) C. F. Trenerry, *The Origin and early history of insurance*, 1926, p. 13. 107 ff.  
2) Trenerry, *Origin*, p. 126.; J. Duer, *Lecture on the law of representations in marine insurance*, 1844, p. 33.

古代社會はその後期に於て大規模な奴隸制度の上に立つて生産を營み、大船を泛べて遠隔地貿易に従事してゐた。機械を知らない人間の經濟生活としてそれは最高のところまで行き盡してゐた。而るにこれにつゞく中世の社會は逆轉後退を示して永く原始的狀態に停滯をつゞけねばならなかつた。絢爛と咲いたローマの文化は愈々末期に至ると著しく頽廢墮落を辿つて昔日の勢なく、遂に北方ゲルマン民族の侵入を容易ならしめたが、それはなほこの未開人を同化する餘力さへ持ち合はせてゐなかつた。かくて、この後は、必ずしもローマ文化の吸收が見られなかつたわけではないにしても、一般に、ゲルマン的な粗野な社會經濟方式がヨーロッパを蔽ふて謂はゆる暗黒の野が中世に展開された。ところで、このゲルマン的方式として最も特徴的なものは、言ふまでもなく、ローマ侵入以前のゲルマン民族が純粹な形態としてつてゐたマーク共同體制度であらう。これは原始的な氏族制度の遺風を受繼ぎ血につながる氏族や家族を單位として構成された自給經濟に則る共產制村落であつて、従つて、そこでは何よりも集團的權利義務が重要視された。即ち、各成員は、權利として、土地の共有並びに割替權・共同遺産相續權・マルク集會參與權・共同施設利用權等を享有し、これに對しては、義務として、共同耕作義務・共同防衛義務・共同負擔義務・共同扶助義務・共同守護神祭祀義務等を嚴に守つてゐた。さて、この社會の性格について見るに、それは表面非常に嚴格な統制の下に立つと見られ乍ら、根柢に於ては同じ血の結合であつたため、その後に發展したどの社會よりも寧ろより高い調和の中にあつた。そこには、個人を前提とする今日の社會統制に於て見るが如き對立は存在しなかつた。それが純粹に固有な形態にとゞまり得た限りに於て、各成員の意識は社會の意識と極めて密接な連帶關係にあつた。人々は謂はゞ社會と共に呼吸し社會にその生死を委ねて



ゐた。モルガンの言葉をかりれば、「成員は社會——氏族——によつて自己の安全を求めてゐた。同族または血の絆が相互支持のための有力な要素であつた。だから、成員の一人に不法を加へることはその社會——氏族——全體に不法を加へることであり、成員の一人に援助を與へることは社會——氏族——全體を背後に置いて、その成員を後援することを意味した。<sup>1)</sup>」

かくて、この社會は運命共同體的構成をとつてゐた。各成員は、共同扶助義務を通して鰥寡孤獨・不具癱疾・天災地變その他の災厄に因る生活困難に對して社會から救済を受け得たばかりでなく、共同防衛義務を通して、血の復讐 (Blutrache) や贖罪料 (Wergeld) の支拂まで社會から受けることが出来た。一般に、社會がすべてを解決して呉れた。すべてを解決して呉れるとまで行かないにしても、社會と共にあればそれが事が済んだのである。かくて、人々は特に自分のために思ひ患ふ必要はなかつた。自分一個の立場に於て自分を考へ自分で特に生活上の手段を構へるには及ばなかつた。未だこの社會に對立といふものが出て來ず、人々が社會と一般的に喜憂苦樂を共にすることが出来たからである。要するに、固有の意味での個人が未だ發生しなかつたからである。従つて、そこには、社會全體としての自然的に出て來た相互扶助・共同防衛の仕方はあつたけれども、或る意味で社會に對立するものとしての個人の側に於ける、個人の創意に基く、より積極的な經濟的手段としての保險は、未だその姿を現はさなかつた。

しかるに、時が経過し、特にゲルマンのローマ征服を通して、一方では、大土地所有者といふ特權收奪階級が現はれてそれまでの社會の永い民主主義的調和を破り、他方では、人口の増加・戰勝による奴隸の輸入等のため

1) L. H. Morgan, Ancient Society, 1907. p. 76: 122頁。

に氏族制度が弛緩し血が次第に稀薄となり、血よりも土地を紐帶とし權力を媒介とする莊園または封建制度が起つて來た。かくて、この特權的な爲政者はもはや家族の意志を代表せず逆に、これに對立するやうな獨裁的仕方をとつて來た。これは要するに被征服者に對する單なる支配が根本的に氏族制度と相容れなかつたことを語るものに外ならないが、さて、これに對する人々——農民——の態度は如何といふに、當初は一般に無批判であつた。農奴として土地に領主に拘束されてゐた不自由な身分そのまゝに、最低限度の自分たちの生活を越えては眼を外に向けやうとしなかつたやうである。だが併し、中世の農奴は古代ローマの奴隸とは身分的に著しく異つてゐた。より解放的であつた。土地に縛りつけられて居りはしたが、奴隸のやうに財物同様に賣買された殺されることはなかつた。家族と一譜に生活も出來た。生産物のうち一定の貢税を納めれば餘分は自分で處分することが出來た。彼等のこのやうな身分關係は、一般的には封建的拘束ではあり乍ら、次第にその社會に現はれ發達して來る都市——そこで行はれる交換・賣買——を通して、彼等を漸次個人的な自覺に導くのであつた。特權階級に對するはつきりした意識的な對立としてゝはないにしても、兎に角、自分たちを社會に全く埋没せしめず、自分たちで何程か選擇し考慮し何等かの對策をとらうとするやうになつた。ところで、この場合、彼等としては氏族に身を寄せるべくそこにはもはやその往時の團結力はなかつた。従つて、稀薄な血よりも比較的同じ條件にある隣人を頼り何程かの利害關係を通して自分たちを衛るより外にはなかつた。氏族から分化した弱さは隣人と結びつくことによつて補強された。ギルドの初期の形態である防衛ギルド (Schutze) は斯うした事情の下に生れた。それは一般に下層民側に於ける領主の壓迫と火災・難船等の危險から多少なりとも身を守らうとする地縁的

自治的結社であつた。<sup>2)</sup>なほ、この場合、その教義に於て氏族制度に反抗し氏族に代るに隣人愛を主張したキリスト教がローマ征服以後ゲルマンに輸入されて——八世紀から九世紀へかけてフランク王カール帝は剣をもつてゲルマン人を強制し古いゲルマン的信仰をキリスト教へ改宗せしめてゐる——、かやうな關係にあつた人々の結びつきに大きな精神的働きをなしたことは吾々の見通すを得ないところである。<sup>3)</sup>

#### 四 火災ギルドの發生

ギルド一般は民間に於ける自治的結合として兎に角新しい傾向であつた。従つて、それは、なほも古い家族制度に踏みとどまつてゐた一部の者から異端者扱ひを受けたばかりでなく、古い社會組織を利用して收奪することゝする特權階級からも危険視された。八世紀から十世紀へかけて屢次に諸侯から下された禁止令がこれを物語つてゐる。併し、ギルドがこのやうに警戒されたのはそれが何等か對立的な政治目的を有すると考へられたからである。當時の禁止令の多くが——ギルドについての最古の文獻たる七七九年の法令 *Capitulare Francorum* を始めとし爾後屢々——宣誓によるギルドの結成を禁じてゐるのは、この故であつて、そこでは純粹に相互扶助的な行動は危険視されず自由に許されてゐる。従つて、ギルドは初期の形態たる防衛ギルドにとどまつてゐる限りに於て、諸侯からも寛大な取計ひを受け、屢々、慣習法認可の令狀さへ下附された。ところで、これは要するに防衛ギルド自體が古い社會からの傳統を比較的多く具へてゐたことを語る以外のものではない。事實、防衛ギルドは氏族又はマールク共同體に於ける共同防衛義務・相互扶助義務の面を傳統的に繼承したと考へられる點が多く、それ

2) Trenergy, *Origin.*, p. 249, 250.

3) G. Helmer, *Entstehung und Entwicklung der öffentlich-rechtlichen Brandversicherungsanstalten in Deutschland*, 1936, S. 5, 6.; W. Schaefer, *Urkundliche Beiträge und Forschungen zur Geschichte der Feuerversicherung in Deutschland*, Bd. I, 1911, S. 21, 22.

は、單に火災・難船・家畜の盜難の如き物的損害に對してばかりでなく、また、捕虜身代金の支拂その他の不幸に基因する貧窮一般に對する友愛的扶助をも果した。<sup>2)</sup> 初めは火災填補についても出火原因は何等問ふところではなかつた。<sup>3)</sup> たゞへ血は同じでなくとも隣人といふ Face to Face の間柄が各自をして自ら相互に測隱の情を醸し出さしめ不幸と見れば或る程度包括的にこれを救済せしめたのである。さうは言つても、勿論、必ずしもすべてのギルドがこのやうな共同扶助のみを目的とはしてゐたのではない。なかには、名所見物とか酒宴とかを主目的となし火災その他の不幸の救済を却つて附隨目的とするやうなギルド (Reisegilde; Trinkengilde) も多數存在してゐた。<sup>4)</sup> 要するにギルドは過渡的な所産なのであつた。

併し、言ふまでもなく、防衛ギルドの共同扶助には自ら限度が存してゐた。既に原始共同體から大きな發展を遂げてゐた社會に於ては無限責任的相互肯定的な共同扶助はもはや考へられなかつた。人々は社會のうちの或る階級に對して臆げながら自分を意識し、その意識または自覺に於て自らを衛らうとして集團を構成してゐたのである。それは、これまで包括的であつた防衛ギルドが、一方では、中世の都市の城下町としての定立によつてそこに土地または農業から獨立する専門的な商人・工人が發生したため、他方では、封建國家が不完全ながらも人命や財産を不法侵害から保障し得るやうになつたため、<sup>5)</sup> 次第に分化や限度を必要として、商人ギルド・クラフトギルドに、また、火災ギルド・家畜ギルド等に發展するに到つて、一層はつきりして來た。ギルドに於ける扶助は次第に限度を加へて給付對反對給付の關係に移行した。捕虜身代金の支拂等の不幸に基因する貧窮に對して包括的に扶助を約するやうな美しい情操に據つて立つギルドは次第に後退した。<sup>6)</sup> その代りに、同一種類の比較的

- 1) K. Hegel, Städte und Gilden, 1891. Bd. I, Einleitung: Trenerry, Origin., p. 251. 2) Helmer, Entstehung., S. 4.  
 3) Trenerry, Origin., p. 254.  
 4) Schaefer, Urkundliche Beiträge., Bd. I, S. 22.  
 5) Schaefer, Urkundliche Beiträge., Bd. I. S. 5.

sachlichな損害に關聯をもつ者同志の集團としてのギルド——火災ギルドはその代表である——が盛んになつた。しかも、同じ火災ギルドについて見るも、十二世紀に至るまでは出火原因は全然不問に附し火災と見れば一般的にこれを扶助したのが、十三世紀前半になると原因不明の火災のみを問題とするやうになり、十四世紀中葉になると外部からの原因による火災のみに對して填補するやうになつた。また、これまでのやうに默示的な相互の理解に依存して居れず、一般に成文法を必要とするにまで到つた。他方では、更に、顔を知り合つた隣人仲間の集團としてではなく、廣く市町村等の公共自治體のビジネスとして火災ギルドは役人の支配の下にさへ置かれた。(例へば、一二四一年フランダースの Furnes に於て)。かうなると、ギルド(こゝでは火災ギルド)は、同じやうに共同體の名をもつて呼ぶにしても、もはや運命共同體 (Schicksalsgemeinschaft) ではなくして危険共同體 (Gefahren-gemeinschaft) または寧ろ利害共同體 (Interessengemeinschaft) に近い性格をとつてゐる。

だが、要するに、ギルドは、一般に、氏族制度の古い紐帯が解消しつゝあつて而かも新しい社會秩序の根據が政治的にも經濟的にも未だ確立するに到らなかつた中間の段階に於ける一つの秩序であつた。約言すれば、個人未分化の共同社會から個人が嚴に立ち働く利益社會への過渡的所産であつた。エーレンベルクの言葉をもつてすれば「中世的共同體」であつた。<sup>11)</sup>従つて、それは個人主義的合理性を孕みつゝなほそれに徹する能はず、多分に古い社會組織の不合理を——寧ろ合理的なものとして——殘存してゐた。例へば、リービツヒの報告によると、火災ギルドに於ては給付並びに請求權の大小は原則としてギルド成員の身分によつて定められた。そこでは、土地一フーフエ所有者・半フーフエ所有者・三分の一フーフエ所有者・四分の一フーフエ所有者・家僕または小舎

6) 7) 9) Trenergy, p. 254-259.  
8) Helmer, Entstehung, S. 9.  
10) Helmer, Entstehung, S. 8.  
11) R. Ehrenberg, Studien zur Entwicklungsgeschichte der Versicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, Bd. I, S. 104.

者の五階級が區別せられ、この段階によつてすべての處理が行はれ、損害額を基調に置いての填補方法はとられなかつた。<sup>12)</sup>そして、多くの場合、填補額は實損額を十分にカヴァするに至らず甚だ徹底を缺くものであつた。また、一般に建物がその性質上有するところの危険程度の大小は全く考慮されなかつたし、更に、甚だしく嚴密を缺く實物給付が永い間（十六世紀末頃まで）許されてゐた。それはかりではない。多くの火災ギルドは、また、防衛ギルドの名残りである夜警制度を兼ね消防設備を有してゐた。<sup>13)</sup>

火災ギルドは斯うした傳統的過渡的の性格をもつてゐた。従つて、それはヘルマアが言つてゐるやうに、原始共同體的地盤に於て成立を約束されたけれども、單に共同體的に幸福な地盤さへあればそれが起るとは限らなかつた。寧ろ、その古い社會組織が根本的變化を示し始めた場合にギルドはその姿を現はしたのである。<sup>14)</sup>

なほ、現存の文獻によつて知る限り、ドイツに於ける最古の火災ギルドは一四七七年に設立されたる *Itzehoeer Lieb-Frauen-Gilde* である。これをフランダースの火災ギルドに比べれば三百年も後れてゐる。かくて、例へばマース、シエファ等によつて、ドイツの火災ギルドはオランダ移民の北ドイツ定住によつて、オランダ人——低地に住んで絶えざる海潮からの脅威に闘ふために共同して堤防事業に當る必要から、自然に、火災ギルドの如き隣保共助制度を發生せしめたと言はれるオランダ人——から輸入されたとの説さへも立てられる。<sup>15)</sup>併し、たとへさうであるにしても、このことは決して火災ギルドに到るまでの防衛ギルドのドイツに於ける古い起源を否定することにはならない。却つて、吾々としては、このことから、永く中世的停滞の中にあつて粗野な自然經濟的段階にあつたドイツが永い間包括的な防衛ギルドをもちつゞけて容易にこれを火災ギルド・家畜ギルド等に分化しやうとしなかつたと言ふことを知り得る。

## 五 火災保險の發生

12) v. Liebig, Das deutsche Feuerversicherungswesen, 1911, S. 12.

13) R. Ehrnberg, Studien., Z. f. d. g. VW. Bd. 2, S. 36 ff.

14) Helmer, Entstehung., S. 5.

15) v. Maass, Die Brandgilden insbesondere in Schleswig-Holstein, 1910, S. 12. 14 ff.; Schaefer, Urkundliche Beiträge., Bd. 1, S. 159 ff.

前記に於てヘルマアは火災ギルドが発生するがためには古い原始共同體社會の組織が根本的に變化を示して來なければならぬ、單なる原始共同體社會には火災ギルドは成立し得ない、と説いてゐる。全く至言である。ところで、彼はこの際に社會變動要因として、戦争の紛亂・政治の變革・キリスト教義の普及の三つを擧げてゐるのであるが、いまや、これらの要因は更に火災ギルドのその後の發展とも大きな關聯をもつものでなければならなかつた。

先づ中世から近世初頭へかけての戦争は大抵が宗教戦争であつた。イギリスに於ける王權神授説をめぐる一聯の革命戦争、フランスに於けるナント勅令が出るまでの新舊兩教の抗争、ドイツに於けるトマス・ミュンツアの農民戦争等はその代表であらう。而して、これらの戦争は、ヘルマアが言ふやうに、國內秩序を紊し人民をして爲政者への信頼を失はしめ彼等の間にギルドの如き自主的組織を要請せしめましたが、屢々、その程度を越して民間の自治的結合の發生存續を困難ならしめた。三十年戦争時代のドイツが正にさうであつて、國民生活は著しく安定を缺き民心は頽廢して道德は地を拂つた。到るところ——殊に火災ギルドの組織を缺くところ——に謂はゆる火災乞食 (Brandheil) が横行し、それは悪用されて詐欺的行動となり、火災ギルドの健全な發達を甚だしく妨害した。

三十年戦争を中心として十七世紀のドイツは絶えざる戦争のなかにあり、ために全く疲弊して經濟的向上への足場を失ひ、その後永く經濟的に立晩れ停滯すべく餘儀なくされた。これは言ふまでもなくドイツの封建諸侯が永く中世的に多數各地に割據し戦争をこゝとしてゐたからであるが、一方、イギリスやフランスでは比較的早く

から群雄割據を清算して絶対王制に入つてゐた。前者は大體ヘンリー八世から、後者はアンリー四世時代から。尤も、この後と雖も、例へばイギリスに於てはクロムエル革命・スフェニアート家の復辟・名譽革命等が起つてゐるとは言へ、それは單に爲政者を異にするだけであつて、兎も角、國家としての統一は續けられてゐた。政策としても大體重商主義で一貫して商工業階級の向上を助け、徐々に資本主義體制への準備をなしつゝあつた。従つてこゝでは一部の人々は比較的ゆとりのある經濟生活の中にあつて、自分の周圍を省み自分と國家との關聯を考へるやうな餘裕ある状態に置かれてゐた。國家に對して自分を個人として自覺し得るやうな地盤に育てられてゐた。哲學としては、ペーコンの主知主義・ホツプスの性惡説・ロツク、ヒュームの經驗論等が出て、次第に神から離れ我が立場に於て考へやうとする唯物的思想が盛んになり、これは後にイギリス經濟學の自然法的體系を生み、重商主義に對抗する自由主義となつて出て來た。だが、ドイツでは依然として封建制度が世を蔽ふて自由な清新の氣は殆んどその姿を見せなかつた。たゞ宗教的には、十六世紀の初めルツターの宗教改革によつてカトリック教會の專横に對する個人の信仰の自由が大に主張されはしたけれども、これにつゞく農民戰爭が武器をもたぬ農民の敗北に全く歸した後は、大體以前と同じやうに中世的暗黒の中に停滯してゐた。たとへ哲學的にはライブニツツの單子論等の偉大な發展があつたにしても、それはイギリス風の専ら我の上に立たうとする考へ方ではなかつた。従つて、こゝからは經濟學も封建制批判も出ては來なかつた。ドイツに於て封建制度から近代國家體制への運動が起つたのは、十九世紀初め漸くナポレオンの勢力を國外に放逐した後プロシヤが隆興してからである。具體的には關稅同盟・普佛戰爭に俟たなければならなかつた。農奴階級は永く存續し、前世紀初頭に再三



農奴解放令は出たにも拘らず一八四八年の領主特權全廢令を見ずしては農民は完全に自由民となることを得なかつた。

ドイツのこのやうな政治體制の立ち晚れが國民經濟一般の發展を阻んだことは當然でそれは火災保險組織にも永く中世的な枠を強ひてゐた。資本主義先進國イギリスでは既に一六六六年ロンドン大火の翌年に現代的火災保險業の嚆矢と稱せられるニコラス・バアボンの火災保險、これが一六八〇年發展して相互會社組織の *The Fire Office* 等々を見てゐるに反して、ドイツは當時なほ三十年戦争の著しい疲弊の中にあり、バアボンの影響を漸く一六七六年ハンブルク市營の一般火災金庫の形に於て示してゐるに過ぎなかつた。即ち、これより先きシュレスウイツヒ・ホルンシュタイン農業地方を中心として民間に自主的に行はれてゐた火災ギルドが、イギリスとの交易を通して當時最も商業的發達を遂げてゐたハンブルクに於て、——それ以前に成立してゐた *Hamburger Feuerkontrakt* を通して——市營組織をとつて現はれたに過ぎなかつた。尤も、イギリスからの影響によつて成立したゞけに、それは可成り合理的な形態をとることが出来た。先づ第一にそれまでの火災ギルドがとかく附隨的に有してゐた——寧ろ離れることの出来なかつた——社交的慈善的目的から脱却して、専ら火災損害の填補を目的とすることが出来た。そのほか、最高填補金額制・自己保有規定・分損規定等をも準備してゐた。ところが、さて、この一般火災金庫以後ドイツに於て如何なる發展が見られたかと言ふに、それは徒にブランデンブルク選擧侯・フリードリツヒ一世等の、形だけは一般火災金庫に倣ひ、その實は國庫致富目的のための租税の別形式としての國營保險計畫であり、また、諸侯の慈愍による公營火災保險組合であつて、依然として封建的組織から超越

することは出来なかつた。十七・八世紀は大體このやうな状態に終始した。イギリス流の自由主義が新しく政治の上に現はれて來たのは漸く十九世紀に入つてからであつた。即ち、若くしてアダム・スミスの自由主義思想の洗禮を受けたシュタイン、ハルデンベルクが相次いでプロシヤの首相となり、ナポレオンの蹂躪に任せられたプロシヤを復興に導くものと自由主義の外なしとして、庶政一新を企て有らゆる封建的な特權または不合理の撤回に努めてからである。かくて、公營火災保險組合の改革はハルデンベルクによつて着手せられてゐる。併し乍ら、このときにあつても、啓蒙は單に一部上層政治家に唱へられただけであつて、社會全體は未だ十分な動きを見せてはゐなかつた。従つて、新しい法令が發せられ改革運動が進められはしたが多くは失敗に歸し、頑強に抵抗をつゞける封建的諸勢力を突き抜くことは至つて困難であつた。尤も、他方に於ては、この頃既に會社組織による火災保險企業がイギリスから輸入されて新しい姿をドイツにも現はしては居りはするが、それは一部の商業都市——比較的早く封建的世界から脱して個人主義の通用してゐた商業都市——にのみ限られてゐて、全土を蔽ふ各地多數の公營火災保險組合は現狀維持勢力を恃み、何かと反對理由を示してハルデンベルクの改革案に耳を藉さうとしなかつた。今日の保險原則から見れば極めて當然と思へる保險料等級制の確立・頭割り式賦課制度の廢止・群小組合の統合による廣範圍經營等々も容易に合理的なものとして迎へ入れなかつた。一八四八年の農奴解放・一八七一年の國家統一を経てとなければ、これらの組織は容易に合理的保險形態を採入れやうとはしなかつた。<sup>2)</sup>

2) 佐波、ドイツ封建制末期に於ける保險機構の變容、本誌 第50卷、第1號。

## 六 結

以上、吾々は、一般に海上保険並びに火災保険の發生地盤といはれる古代地中海と中世近世のドイツについて、夫々簡單ながら考察を試みた。これによれば、海上保険が極めて早くからその姿を現はしたのは、著しくはつきり個人的な立場をとり得た古代海上商人の間にそれが個人企業を守るための手段として要請されたためであつたに對し、火災保険にあつては、ゲルマン的共同體社會を地盤としつゝなほそれだけでは發生を見るに至らなかつた、却つて、共同體社會が動搖を示し始めたときにその萌芽が現はれた、と見ることが出来る。即ち、火災保險にあつては、古い社會組織が次第に弛緩し始めるに至るや、これまで當然のことであつた共同扶助義務を——傳統的に——紐帶として防衛ギルドが生れ、これが更に漸次的な經濟發展に促されてより、個人的な要請から火災ギルドにまで發展した。併し、それはその後、に於てドイツを永い間襲ふた封建制度の下に停滯を強ひられ、漸く十九世紀に入り、イギリス風の個人主義思想の輸入によつて始めて、イギリスで生れた現代的火災保險の形態を探り入れることが出来たのである。この意味に於て、現代的火災保險はドイツよりも寧ろイギリスを發生地盤とすると言はれ得る<sup>1)</sup>。

併し、それは外でもない。永く原始共同體的性格を擔つてゐたドイツが中世的封建制度によつて著しく經濟的發展を阻まれ、人々をして永い間視野の自由を失はしめ個人としての自覺を爲すに到らしめなかつたからである。こゝでエーレンベルクを藉りるならば、イギリスでもドイツでも火災ギルド發生當時の事情は殆んど同じやうで

1) 小島昌太郎著、綜合保險學 277頁。近藤文二著、保險經濟學第 I 卷、169頁以下。Ehrenberg, Studien, S. 107;

あつた。たゞ、その後の發展に對する衝動の方向が二國に於て全く異つてゐた。イギリスでは下から、(von unten) 個人間の利己心が保險を發展に導いたのに對し、ドイツでは上から、(von oben) の強制として保險は永く封建的組織を續けなければならなかつた。これが英獨二國に於ける現代的火災保險形態發生の上に遲速を見る主要因である。<sup>2)</sup> かくの如く、吾々は、廣く海上保險たると火災保險たるとに限らず、一般に、單なる共同精神は固有の保險組織を發生せしめ得ず、否寧ろ、共同精神に代つて個人的營利心が前面に出て來て保險はその姿を示現したと結論を下すことが出来る。これ、吾々が先きに保險の發生の考察に個人を中心問題とすべき要を力説した所以である。

ところで、個人の立場が問題たり得るのは本稿に取扱つたところの保險の發生段階に於てばかりではない。ひと度發生した保險が愈々固有の發展を遂げる段階に於ても、また、その後<sup>に</sup>於ける社會的國家的な諸要請から保險組織が變容を餘儀なくされる段階に於ても、常に重要な問題を呈するのは個人である。個人主義的營利を目的とする保險企業の恐ろしく膨大な組織・歴史的に國家社會主義政策として發生した諸種の社會保險・更に最近のナチス保險統制——この發展を想ふとき、問題は常に保險組織に於ける個人の立場を如何に見るかに懸つてゐる。従つて、個人の問題は單に保險の本質的研究に於てばかりでなく、今や必至に要請されてゐる現下の保險統制に於ても極めて重要な問題を構成してゐる。ここでは、言ふまでもなく、單なる個人益よりも國民益・國家益の進展こそが緊要であり、單なる個人の立場は止揚さるべき段階に到つてゐる。(二五・八・一六)

2) Ehrenberg, Studien., S. 41.